

令和元年第2回尾張北部環境組合議会
定例会会議録

会期 令和元年10月21日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第10号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定
について
日程第5 議案第11号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の
資格を定める条例の制定について
日程第6 議案第12号 尾張北部環境組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正
について
日程第7 議案第13号 財産等の取得について
日程第8 議案第14号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第15号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議員提出議案第1号 議員派遣の件

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	市橋 茂機 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長 松山 和巳 君 書記 江幡 直利 君

説明のため出席した者の職・氏名

管 理 者	澤田 和延 君	副 管 理 者	山田 拓郎 君
副 管 理 者	鈴木 雅博 君	副 管 理 者	千田 勝隆 君
監 査 委 員	岩本 幸松 君	会 計 管 理 者	中村 信子 君
犬山市経済環境部長	永井 恵三 君	犬山市環境課長	高木 衛 君
江南市経済環境部長	武田 篤司 君	江南市環境課長	阿部 一郎 君
大口町産業建設部長	宇野 直樹 君	大口町環境経済課長	岩田 雄治 君
扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君	扶桑町産業環境課長	志津野 郁 君
事 務 局 長	坪内 俊宣 君	総 務 課 主 幹	日比野正樹 君
総 務 課 主 査	上條 靖之 君	総 務 課 主 査	杉浦 健浩 君

(午前10時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（市橋茂機君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第2回尾張北部環境組合議会の定例会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第2回定例会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中にもかかわらず、御参集いただき、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されております議案は、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定についてを初め6議案、議員提出に係る議員派遣であります。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重なる御審議をいただきまして、適切なる議決をされますようお願いを申し上げ、あわせて円滑なる議会運営を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、管理者であります澤田市長のほうから御挨拶をいただきます。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいま議長さんから御報告のありましたとおり、本定例会に提出させていただきました議案は尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定についてを初め、6議案の御審議をお願いするものでございます。後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（市橋茂機君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付させていただいております。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市橋茂機君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、1番 水野正光議員をお願いしたいと思います。あわせて、7番 齊木一三議員によりようお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（市橋茂機君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期につきましては、さきの議員代表者会議において御協議いただきました結果、お手元に配付いたしました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ております。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（市橋茂機君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付をさせていただいております。

以上で提出議案の報告にかえます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に出席を求めていますので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容につきましては、お手元に配付させていただいております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第10号から議案第15号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（市橋茂機君） 日程第4、議案第10号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定についてから日程第9、議案第15号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思えます。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） ここからは着座にて説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、令和元年議案第10号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を設置するため必要があるからでございます。

内容について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第1条は委員会の設置について定めるものでございます。

第2条は委員会の所掌事務について定めるもので、事業者の選定方法、選定に係る評価基準、選定に係る審査と評価などとしております。

第3条は委員会の組織について、第4条は委員長について定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条は委員会の会議について、第6条は委員会の庶務について、第7条は委員長への委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行することについて、第2項では、報酬及び費用弁償について定めるものでございます。

以上、議案第10号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、令和元年議案第11号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため必要があるからでございます。

内容について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第1条はこの条例の趣旨について、第2条は技術管理者の資格について、第3条は委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第11号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、令和元年議案第12号 尾張北部環境組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるからでございます。

内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

第5条は休職の効果について規定するものですが、その第3項におきまして、法第16条の第2号が第1号に繰り上がることに伴い、所要の整理を図るものでございます。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号について御説明いたします。

議案第13号の1ページをお願いいたします。

令和元年議案第13号 財産等の取得についてでございます。

下記の財産等を取得することについて、尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

1の取得する財産等の土地につきましては、(1)の所在地は江南市中般若町北浦139番地ほか47筆でございます。(2)の地積は合計13,632.18平方メートル、(3)の金額は1億3,625万2,845円でございます。

物件移転補償につきましては、(1)の所在地は江南市中般若町北浦12番ほか1筆でございます。(2)の補償項目は立木一式、(3)の金額は4万3,186円でございます。

2の取得金額といたしましては、土地と物件移転補償の合計となりますが、1億3,629万6,031円となっております。

3の取得目的は、ごみ処理施設建設事業用地としての取得となっております。

4の契約の相手方につきましては、土地と物件移転補償の契約をあわせまして、江南市中般若町の相京さんほか23名でございます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設建設事業用地として財産等を取得するため必要があるからでございます。

2ページから4ページをごらんください。

土地の売買に関する仮契約書の一覧でございます。

23名の地権者から合計48筆の仮契約をお願いいたしました。

5ページをごらんください。

物件移転補償仮契約の一覧でございます。

整備事業のために必要な土地にあります立木の物件を補償するものでございます。1名の所有者と仮契約をお願いいたしました。

なお、この契約は議会の議決を得た後、効力を生ずるものでございます。

6ページから12ページは、仮契約書の様式例を添付いたしましたので、御参照をお願いいたします。

13ページにつきましては、参考資料となりますが、現在の取得状況を示したものとなります。濃い色が既に議決を得たものとなっております。薄い色が今回議会の議案の対象となる土地と

なっております。

議案第13号についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第14号について御説明させていただきますので、14号の1ページをお願いします。

最初に、平成31年度一般会計予算につきましては、31年2月8日の定例会でお認めいただいておりますが、その後、5月1日に元号を改める政令が施行されたことに伴い、予算名称を「平成31年度」から「令和元年度」としておりますことをまず御報告いたします。

令和元年議案第14号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,453万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

第1表につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

補正予算の内容につきましては、6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目負担金、2節ごみ処理施設建設費負担金において、各構成市町から御負担いただきますごみ処理施設建設費負担金を688万3,000円減額するものでございます。これは、歳入におきまして、平成30年度一般会計歳入歳出決算からの繰越金の増額及び歳出の総務費と建設事業費の計画変更による予算増額に伴い整理した結果となります。構成市町の負担金の減額については、表のとおりとなっております。

次に、3款1項1目繰越金では、1,038万1,000円の増額となります。これは、平成30年度一般会計歳入歳出決算を受けて、歳入歳出差引残額としての繰越金の増額に伴うものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、9,000円を増額するものでございます。その内容でございますが、12節役務費、郵便料をごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員宛てに資料などを送付するため9,000円を増額するものでございます。

次に、3款1項1目建設事業費におきまして、348万9,000円を増額をお願いするものでございます。その内容でございますが、1節報酬、ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員報酬で39万6,000円を新規でお願いするものでございます。

9節旅費、11節需用費及び18節備品購入費におきましても、同じくごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の費用弁償として63万8,000円を、食糧費として4,000円、職印、印鑑の購入で1万4,000円を増額をお願いするものでございます。

12節役務費、17節公有財産購入費の増額補正もお願いしておりますが、これらは令和2年度に購入を予定しておりました用地の地権者から、相続手続が完了したことから今年度中に契約をしたいとお話がありましたので、役務費は印鑑証明手数料として3,000円、公有財産購入費は令和元年度の予算残額を精査いたしまして221万4,000円を増額をお願いするものでございます。なお、その関連で11節需用費、公共業務用消耗品費、13節委託料の嘱託登記委託料、22節補償、補填及び賠償金の補償費につきましても、それぞれ予算執行してまいりますが、現在のところ予算残額が生ずる見込みでありますので、増額補正はせず、その中で対応をしております。

19節負担金補助及び交付金では、特別高圧電気接続検討負担金として22万円を計上しております。これは、一連のごみ処理施設の中で生まれる余剰電力を売電する場合、組合としてどのような対策が必要かなど、技術的な検討を電力会社に行ってもらうために必要な負担金となっております。

以上のことから、歳出合計は349万8,000円を増額となり、総額として5億6,453万6,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いします。

給与費明細書でございます。備考欄をごらんください。報酬の内訳として、ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員報酬として、委員6人、4回分の会議を増額しております。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第15号について御説明させていただきます。

15号の1ページをお願いします。

令和元年議案第15号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出

決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

1枚はねていただきまして、平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算書及び附属資料をお願いします。

最初に決算書の2ページ、3ページの総括表をお願いします。

2ページの歳入の予算現額は1億3,500万7,000円、収入済額は1億3,500万6,259円。3ページの歳出の予算現額は1億3,500万7,000円、支出済額は1億2,462万4,069円、不用額は1,038万2,931円でございます。歳入歳出差引残額1,038万2,190円で、令和元年度へ繰り越しされるものでございます。

5ページをお願いいたします。一般会計歳入歳出決算書でございます。10ページまでがこの決算書でございます。

6ページ、7ページには歳入の款項の金額を、8ページ、9ページには歳出の款項の金額を掲げております。

10ページには歳入歳出差引残額を掲載しております。

11ページをお願いいたします。

ここからは事項別明細書でございます。

12ページ、13ページをお願いします。

事項別明細書の、まず歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金では、予算現額、調定額、収入済額ともに1億1,795万4,000円でございます。歳入の内容といたしましては、各市町から議会運営費、ごみ処理施設建設費の負担金をいただいているものでございます。

資料の中段をお願いいたします。

2款国庫支出金、1項1目国庫補助金では、予算現額、調定額、収入済額ともに1,273万円でございます。

3款繰越金、1項1目では、予算現額432万1,000円、調定額、収入済額ともに432万1,688円でございます。

次に、4款諸収入、1項1目雑入では、予算現額2,000円、調定額、収入済額ともに571円でございます。

なお、1款から4款まで、収入未済額はございません。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

ここからは事項別明細書の歳出でございます。

1款1項1目議会費では、予算現額108万6,000円、支出済額80万3,039円、不用額28万2,961円でございます。歳出の内容は、組合議会行政視察に伴う費用弁償、消耗品等の需用費、会議

録作成業務の委託料、大型バスの借上料でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、予算現額7,627万6,000円、支出済額7,005万2,395円、不用額622万3,605円でございます。

主な歳出といたしましては、18ページ、19ページをお願いします。

13節委託料としまして、例規集システム維持管理委託料など、14節使用料及び賃借料は組合事務所の使用料など、19節負担金補助及び交付金は派遣職員人件費負担金などとなっております。

その下段をお願いいたします。

2項1目監査委員費では、予算現額21万8,000円、支出済額14万660円、不用額7万7,340円でございます。主な歳出の内容は、監査委員の報酬でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

3款1項1目建設事業費では、予算現額5,642万7,000円、支出済額5,362万7,975円、不用額279万9,025円でございます。その主な内容は、13節委託料の環境影響評価等調査業務委託料、測量調査業務委託料などでございます。

4款1項1目は予備費となっておりますが、この項目の執行はございませんでした。

次に、22ページ、23ページをお願いします。

こちらは実質収支に関する調書となります。

25ページからは財産に関する調書となっております。

続きまして、別冊になります。平成30年度決算に係る主要施策の成果報告書をお願いします。

こちらは、1ページには決算の概要と歳入決算状況、2ページ以降には歳出決算状況を掲載しておりますので、御参照を賜りますようお願いいたします。

以上で、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（市橋茂機君） 続きまして、ここで監査委員から決算審査について報告を求めます。

岩本監査委員。

○監査委員（岩本幸松君） 監査委員の岩本でございます。

それでは、水野委員のお許しを得まして、私から決算の審査結果を報告させていただきます。

令和元年8月26日、江南市議会第3委員会室において、平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算について、関係諸帳簿、証書類及び提出されました資料と照合し、あわせて関係職員の説明を求め、計数の正確性、予算執行の適否等について審査いたしました。

審査の結果、審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び附属資料はいずれも関係法令に基づき調製されており、その計数は正確であり、予算の執行においても適正に行われているもの

と認められました。

以上で決算審査の御報告とさせていただきます。

○議長（市橋茂機君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑・討論・採決の順で行います。

まず、議案第10号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定について、質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 堀さん。

○6番（堀 元君） 済みません、この選定委員はいつごろ決められるんですか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 今回、条例をお認めいただきましたら、早速委員の選定に入り、速やかに委員会を設置してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 堀さん。

○6番（堀 元君） 実は、このごみ処理場に関して、私がいろいろ経験してきて約二十数年になるんですね。ということは、昔、犬山の石田市長さんから江南丹羽のほうへ入れてくださいというお話がありまして、大変江南市議会としてもすったもんだ、大いに議論、協議しまして、最終的にはそれを受け入れる体制になったんですね。その後1カ月ぐらいたったら、石田市長さんから、もうあの話はなかったことにしてくれというような時期から、ずうっと江南丹羽、12年にわたって管理者をさせていただきました。その後、尾張北部環境組合に関連して、場所等を決めるに当たっても、相当いろいろ、前江戸町長、それから田中さん、酒井さん等、いろいろ協議しながらこの場所に決定してきたわけでございますけれども、そういう経験と知識をぜひこのごみ処理施設整備運営事業者選定委員会で生かしていただけたらということで、私の経験等、そういうものを参考にいただければ非常にいいかと思っておりますので、この選定委員にぜひ任命していただきたいと、これは要望でございますが、ひとつお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 委員の選定につきましては、執行機関側のほうで進めて、今の御意見も踏まえて適切に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（市橋茂機君） ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第10号の質疑を終結

いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

議案第10号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定について
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 討論もないようですので、以上で討論を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時27分 休憩)

○議長(市橋茂機君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時28分 再開)

○議長(市橋茂機君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより議案第10号の採決に入ります。

議案第10号 尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例の制定について
採決を行います。

賛成の方につきましては、意思を御表示いただきたいと思います。先ほど休憩中にお諮りいたしましたように、いわゆる簡易採決でいくということですので、先ほど申し上げた内容について採決を行います、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採決することに決定いたしました。

訂正いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。再確認いたします。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第11号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 高木さん。

○10番(高木義道君) 第3条のところ、管理者が別に定めるというふうに書いていますよ

ね。この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるといふふうを書いてある。別にというのは、何か要綱だとかそういうことなんですか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 場合によっては、規則なり要綱なりが必要になってくる場合は、この条例に基づいて策定していくということですが、現在のところ、その必要はないというふうを考えております。

○議長（市橋茂機君） ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第11号の質疑を終結いたします。

これより議案第11号の討論を許します。

討論のある方。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 討論もないようでありますので、以上で討論を終結いたします。

ここで暫時休憩に入ります。

（午前10時32分 休憩）

○議長（市橋茂機君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時32分 再開）

○議長（市橋茂機君） これより議案第11号の採決に入ります。

議案第11号 尾張北部環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について採決を行います。これについては、先ほどお諮りしました簡易採決をもって行いたいと思います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号 尾張北部環境組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

これより議案第12号の討論を許します。

討論のある方。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 討論もないようでありますので、以上で討論を終結いたします。

ここで暫時休憩に入ります。

(午前10時33分 休憩)

○議長(市橋茂機君) ここで休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時34分 再開)

○議長(市橋茂機君) これより議案第12号の採決に入ります。

議案第12号 尾張北部環境組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第13号 財産等の取得について質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 高木さん。

○10番(高木義道君) 以前、ちょっと全協でお聞きしたかもしれませんが、立木ですね。

本数は何本ですかね。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) こちらのほうは、梨やミカンなどで26本でございます。梨、ミカン、シマトネリコという種類の、余り見なれない木ですけど、種類としては3種類、26本でございます。

○議長(市橋茂機君) ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) ほかに質疑もないようでありますので、これより議案第13号の討論に入りたいと思います。

議案第13号 財産等の取得について討論を行います。

討論のある方。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 討論もないようでありますので、以上で討論を終結いたします。
ここで暫時休憩に入ります。

(午前10時36分 休憩)

○議長(市橋茂機君) それでは休憩を閉じます。

(午前10時36分 再開)

○議長(市橋茂機君) これより議案第13号の採決に入ります。

議案第13号 財産等の取得について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第14号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第1号)について、質疑のある方。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 質疑もないようですので、これをもって議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号の討論を許します。

討論のある方。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 討論もないようでありますので、以上で討論を終結いたします。

ここで暫時休憩に入ります。

(午前10時37分 休憩)

○議長(市橋茂機君) ここで休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時37分 再開)

○議長(市橋茂機君) これより議案第14号の採決に入ります。

議案第14号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第1号)について、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第15号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑のある方。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 和田さん。

○12番(和田佳活君) 30年度主要施策の成果報告書というページで、4ページをお願いいたします。

ここで廃棄物処理施設技術支援業務という項目がありまして、運営方式や交付金の種類、内容について技術的な助言や情報提供の支援を受けたという項目がありまして、多分交付金に関係なんですけど、まず環境省の問題だと思ひまして、第5次環境基本計画の概要という中で、基本的には補助金が一般の場合は3分の1でありますという内容でありまして、その中で一部の先進的な施設を受ける場合は2分の1いただけるような概要になっておりまして、また今求められているのは循環的、要するにそこで出た熱量、電気をどのように使っていくかというところでありまして、これにつきましては、例えば電気に関しましては、我々の公共施設にその電気を引くということに対して、多分2分の1の補助等とか、そういうことが認められているような補助金だと思うんですけど、その辺の、現在における交付金の種類、内容の助言というのはどのような内容なんでしょうかね。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 今回の決算でもございますが、国からの交付金につきましては循環型社会形成推進交付金を現在の調査計画事業に対していただいております、おおむね3分の1をいただいているところでございます。

この先、建設に当たりまして、この循環型社会形成推進交付金を活用して、歳入を確実に図っていきたいというふうに考えております。

個々のことにつきましては、コンサルに相談したり、直接県に相談したりしながら事務は進めております。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 和田さん。

○12番(和田佳活君) 補助金の内容を十分理解して、今後活用するということが非常に重要になってくるということなんですけど、私の情報としまして、これは環境省へ出向きまして、

実際レクチャーをここのところ受けてきた中に、バイオガスというのは、生ごみを発酵させてメタンを取得して、発電及び自動車等の燃料に使うという、バイオガスという施設を併用しますと、本年度の4月から行われるという内容なんですけど、補助金が全ての施設において2分の1になるという情報を一応私ども得てきたんですけど、これについて、そういう情報は御存じでしょうか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 先ほど申し上げました循環型社会形成推進交付金の中で、メタンガス化施設が入っていること自体は従来から承知しておったところでございますが、具体的な交付金の取り扱い、交付率などや、どの設備が対象になってくるかなどは、そこまでは最近までちょっと勉強不足であったということで、正直に申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 和田さん。

○12番（和田佳活君） まず、その辺の1回確認をしていただく作業をしていただきたいということをお願いしたいということと、バイオマスという施設ですね。例えば今、197トンの施設をつくろうというところで、1トン当たり1億かかると概算しますと200億という話で、バイオマスを併用すると20億から30億、もしつくったとしたら230億の半分となると115億、200億の3分の1を平均すると70億から75億ということで、この差額というのは30億から35億という違いが出てくるわけですね。

それで、このバイオマスというのは今までも議論されていまして、今のところ、近年結構進んでいるということで、長岡市とか京都のほうで昨年つくられた実績がありまして、先進的な事例というところでありまして、その辺を、このバイオマスを導入するか否かはこれから議論をよくしていきながら、運営事業費が多少かかってくるわけなんです、今まで目算しておったよりはね。その辺のことも考えて、今後どうしていくかという議論にまず上げていただくのも必要かと思っておるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） ただいまお話がありましたごみ処理の方式につきましては、過去、新ごみ処理施設整備検討委員会、あるいは昨年度ごみ処理方式検討委員会で検討をしており、その中ではバイオガス方式も入っておりましたが、技術の成熟度や処理の安定性の観点から、結果的には採択されなかった経緯がこの間にございます。

現在のところは、前回の全協で御報告したとおり、ストーカやガス化溶融炉など3方式として事業を進めているところでございます。ただ、国の支援策などの情報につきましては、今以上に情報を収集して、組合が進めている中で利用できるものがあれば積極的に取り入れていき

たいなあという考え方をっております。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 和田さん。

○12番(和田佳活君) 今から情報収集をしていただいて、今後これを採用するかしないかというところは議論をしていただくことをまず一つお願いしておきます。

それから、その上のごみ処理方式等検討支援業務というところで、これは今言われたように3方式の処理方法にほぼ決定してきているということで、その中で特定の優位性はないと評価されているところがあるんですけど、これはメーカーからヒアリングもされておるわけなんですけど、そのヒアリングの内容というのは、ごみをただ燃やすだけの施設の優位性をヒアリングしているということなんでしょうかね。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) それ以外にも、コストも含めて、建設費も含めて、多角度から検討していただいた、ごめんなさい、コストは別です。コスト以外の部分で技術的な検討をさまざまな角度からしていただいて、特定の優位性はないということで、どの方式でも十分、あの中央エリアの3ヘクタールの中で十分できるというような判断をいただいたものでございます。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 和田さん。

○12番(和田佳活君) 先ほど決議された、ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会というのが今後立ち上がってくるというところなんですけど、これからのごみのいろんなことを決めていくに当たりまして、総合的にこれをマネジメントしていかないと、ただごみだけを燃やすという施設は、これは本当に従来のやり方だと思うんですね。それを地域に、いろんなそこで出る熱、電気、またパッカー車も電気の一部にして、防災のときにはそのパッカー車をどこかの公共施設に持って行ってやるとか、そういう総合的な将来に向けた取り組みをいかにしていくかということがこれから重要になってくると思うんですね。

そうした中、これから選定委員会を立ち上げて、業者にもどうやって決めていくという事業に入ってくるんですけど、一つ提案としまして、例えば業者にごみのあれをつくれという方法じゃなくて、業者に全体を考えて、この地域のために何が提案できるかということも含めて業者に提案させて、その中で我々がヒアリングを受けて、そこで一生懸命汗をかいた業者が、この地域のことを考えて、そこにやってもらうとか、そういう手法もあると思うんですけど、その辺の手法はどうでしょうか。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 今後の事業者選定の過程では、事業者に提示する要求水準書を組合

として策定していくわけですが、先ほどお認めいただきました選定委員会でも検討していただきます。民間の創意工夫が最大限発揮されるような配慮ができないか、それがまた評価できないかという仕組みを選定委員会と一緒に検討していきたい、議題に上げていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) はい。

○12番(和田佳活君) じゃあ、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 堀さん。

○6番(堀 元君) 今、和田議員の意見をお聞きしておりまして、これは大変重要な御意見だと思います。非常に重要です。ただ、今、これは決算の会議でしょう。ですから、この後の全協でしっかりこれはお聞きしたいということと、こんな重要なことは、臨時議会を1回開いていただいて、これ1本で臨時議会を開いていただくような形で、この議会として意見を集約するというのは非常に重要かと思っておりますので、その点も提案しておきます。とりあえず、次の全協でしっかりとお聞きしたい。

○議長(市橋茂機君) ただいまの発言は、一応意見として承っておきます。

ほかに御意見はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 高木さん。

○10番(高木義道君) 21ページのところに、委託料ということで、上の3つは今後進めていく中で必要であるというふうには思うんですけども、下の測量調査業務あるいは登記調整業務、それから物件調査業務と、これは具体的にはこの費用がかかっておるわけですけども、2,200万とか97万9,000円、あるいは710万6,000円ですね。何件とか、何平米とかということなんですかね、これは。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 測量調査業務につきましては、何件ということではなくて、全域というエリアでお願いしております。登記調整業務につきましても、全件ということで、特定のところではなくて事業エリア全てを対象としてお願いしております。物件調査業務についても同様でございます。そのエリア全件を調査していただいているというところでございます。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 高木さん。

○10番(高木義道君) 基本的には、例えば今回の補正で上がっていますよね。これだけ土地

を購入するんだと、立木はこれだけだということで補正のところの説明があったんですけど、それが対象ということではなくて、ほかの部分をとということですかね。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 補正の部分を含めて既に全件、全域調査しておりますので、その情報をもとに補償していくという形になります。

○議長（市橋茂機君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（市橋茂機君） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号の討論に入ります。

討論のある方。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 高木さん。

○10番（高木義道君） 令和元年度議案第15号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定について反対の討論をします。

予算案では、ごみ処理施設焼却場は建設市の皆さんに多大な負担を強いるため、地元同意、地権者の賛成、そして地域住民の理解が大事であり、まだ同意されていない地権者があり、地域振興を条件に賛成とした住民の皆さんもたくさんあることから、あるいは犬山の都市美化センターの例で、地元との地域振興策を含めた、将来を見据えた協定書に基づいて建設を進めることが指摘されたところであります。

平成30年度の決算は、やはり地権者の不同意、地域振興策を求める地域住民の声を十分に反映していない、そうしたまま事業が進められている、そのように考えます。よって、この認定案には反対をいたします。

○議長（市橋茂機君） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 鈴木さん。

○5番（鈴木 貢君） それでは私のほうからは、この議案第15号の平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今、高木議員さんのほうからありましたけれども、本当に地域振興という点については共感するところもあるわけではございますけれども、ただ、全体的にこの平成30年度決算につきましては、新ごみ処理施設の供用開始に向けての必要な事業を展開しておると、今回の決算として示されたこととして理解をしておるところでございます。

そして、この決算内容を見ますと、議会費及び総務費につきましては組合事務所開設や組合議会開会に伴う諸費用と、一部事務組合として必要な事務に係る経費について計上された予算を適切な事務処理を経て執行がなされているものであると認識しております。

また、建設事業費につきましても、新ごみ処理施設の設置に向けて、新ごみ処理施設整備計画に基づき、各委託事業を初め必要な事業を適切に実施しているものと理解しております。

これらの予算執行につきましては、その計数も正確であり、かつ適正であることは、先ほどの監査委員による決算審査意見書からも確認ができるところでございます。

当局におかれましては、今後、令和7年度の新ごみ処理施設供用開始に向けて、また先ほど高木議員言われましたように、地域振興策ということをもう少し進めてもらえるような、そんな視点を持って、この新ごみ処理施設計画に示されているスケジュールに沿って着実に事業を進めていただきたいことを期待し、本議案に賛同するのでございます。

議員各位におかれましては、議案第15号に御賛同いただけますようお願い申し上げまして、私からの賛成討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（市橋茂機君） ほかに討論は。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 堀さん。

○6番（堀 元君） 賛成討論も反対討論もいろいろお聞きしましたが、中で共通なのが地域振興策であります。地域振興策について、地元の要望をしっかりと聞きして進めるようにということで、附帯決議として私のほうからこれを要望したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市橋茂機君） 暫時休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

○議長（市橋茂機君） 暫時休憩を閉じます。

（午前10時57分 再開）

○議長（市橋茂機君） これから会議を続けていきます。

ただいま討論内容であります、反対あるいは賛成討論、そして先ほどの討論としての御意見は一応承るという中で、詳細の内容についても御意見があれば、後ほどの全員協議会であわせて御発言いただけたらありがたいと思いますが、そのようでもよろしいでしょうか。

（「了解」の声あり）

○議長（市橋茂機君） それでは、ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) ほかに討論もないようでありますので、以上で討論を終結いたします。
ここで暫時休憩いたします。

(午前10時58分 休憩)

○議長(市橋茂機君) ここで休憩を閉じ、会議を改めて再開します。

(午前10時59分 再開)

○議長(市橋茂機君) ただいまの出席議員は11名であります。

これより議案第15号の採決に入ります。

議案第15号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(市橋茂機君) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。
ここで暫時休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)

○議長(市橋茂機君) 休憩を閉じます。休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分 再開)

○議長(市橋茂機君) ただいまの出席議員は12名であります。

◎議員提出議案第1号について(提案説明・採決)

○議長(市橋茂機君) 続いて日程第10、議員提出議案第1号 議員派遣の件についてを議題といたします。

提出者の河合正猛議員より提案の説明を求めます。

河合さん。

○4番(河合正猛君) それでは、議員提出議案第1号 議員派遣の件について御説明をさせていただきます。

議案の1ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、議員を派遣する必要があるからであります。

内容につきましては、はねていただき、2ページをお願いいたします。

派遣目的等については、ここに掲げたとおりであります。

なお、本案の内容につきましては、去る10月11日に開催されました議員代表者会議において協議がなされたものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（市橋茂機君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

以上で本日の定例会に付議されておりました案件は全部終了いたしました。

閉会に当たり御挨拶申し上げます。

議員の皆様には始終御熱心に御審議をいただき、全ての案件に対し適切なる議決をされまして、無事閉会する運びとなりましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、組合当局におかれましては、会議中、議員の皆さんから述べられた御意見を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ここで、管理者の江南市長 澤田さんより御挨拶をいただきます。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、ありがとうございました。

また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。議員の皆様方におかれましては十分御自愛をいただき、ますます御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（市橋茂機君） これをもちまして、令和元年第2回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時04分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 市橋 茂機

議 会 議 員 水野 正光

議 会 議 員 齊木 一三